

わかるぞ証券外務員一種 [金商法対応版]

追 録

上記の書籍の発行後（2009年2月5日以降）に、日本証券業協会「外務員必携」の新版（平成21年版及び平成22年版）が発行されましたので、それに伴う重要な変更点をお知らせいたします。
 なお、この追録の内容は、追加・変更することがあります。

2010年7月16日 週刊住宅新聞社

頁	該当箇所	訂正内容	
10	⑥の表内「引受け」1行目	有価証券の募集・私募または売出しに際し、」を「有価証券の募集・私募もしくは売出しまたは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、」に訂正	
	⑧の表内「売出し」2行目	「均一の条件で多数（50名以上）の者を相手方として勧誘する場合をいう。」を「多数（50名以上）の者を相手方として勧誘する場合のうち、特定投資家のみを相手として行う場合であって、特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないなど一定の要件を満たす場合をいう。」に訂正。	
	頁のいちばん下	⑧の表の下に下記を追加 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">特定投資家向け売付け勧誘等</td> <td>○①特定投資家のみを相手方とする②金融商品取引業者等に委託して行う③取得者から特定投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合に該当する一などの要件を満たすものをいう。</td> </tr> </table>	特定投資家向け売付け勧誘等
特定投資家向け売付け勧誘等	○①特定投資家のみを相手方とする②金融商品取引業者等に委託して行う③取得者から特定投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合に該当する一などの要件を満たすものをいう。		
12	⑨の表内「募集」の下から1行目	「集に該当する。」の下に下記を追加 ○以下の場合に該当しない場合をいう。 ①特定投資家のみを相手とする場合 ②適格機関投資家向けの勧誘であって適格機関投資家以外に譲渡されるおそれが少ない場合（プロ私募） ③特定投資家向けの勧誘であって、当該取得勧誘を金融商品取引業者等に委託または金融商品取引業者が自己のために行うものであり、かつ、特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合（特定投資家私募） ④少人数の一般投資家向けの勧誘の場合であって、その取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ない場合（少人数私募）	
39	下から1行目	「また、……という。」の下に下記を追加 金融商品取引所は、特定投資家のみを対象とした特定取引所金融商品市場を開設することができるようになった（プロ向け市場）。内閣総理大臣の認可が必要となり、当該市場のみに上場する有価証券を「特定上場有価証券」という。	
51	下から2行目	「株主数が500人以上の会社の4種類がある。」を「株主数が1000人以上の会社の4種類がある。」に訂正	
	下から1行目	「社の4種類がある。」の下に下記を追加 ○上場会社のほかに店頭売買有価証券発行会社が追加されている。 ○プロ向けの特定上場有価証券や特定店頭売買有価証券は除かれる。	

52	下から1行目	「される。」の下に下記を追加 ○内閣総理大臣が訂正届出書や訂正報告書等の提出命令を発した場合には、当該書類の全部又は一部を公衆縦覧に供しないことができるようになった。 ○内閣総理大臣が、提出者等や金融商品取引所等に通知する。
58	下から3行目	「g. 刑事罰則」の上に下記を挿入し、「g. 刑事罰則」を「h. 刑事罰則」に訂正 g. 大量保有報告書の公衆縦覧 原則として、大量保有報告書は、公衆縦覧に供されなければならない。ただし、内閣総理大臣が、訂正報告書の提出命令を発し、虚偽記載等のあった大量保有報告書を公衆縦覧に供しないものとしたときは、金融商品取引所・認可証券業協会はこれらの写しの公衆縦覧義務を解除されることになる。
60	1行目の大見出し	「2 投資信託及び投資法人に関する法律」を「2 投資信託及び投資法人に関する法律等」に訂正
	「Point」の下	「Point」と「1 投資信託および投資法人の概念」の間に下記を挿入 【第1部】投資信託及び投資法人に関する法律
	下から9行目	「一定の証券投資信託を除き、金銭信託としなければならない。」を「一定の証券投資信託や、主として換価が容易な資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託を除き、金銭信託としなければならない。金などの商品やETFなども含まれることになる。」に訂正
64	枠囲み内の下から1行目	「●金銭債権……●匿名組合出資持分」の下に下記を追加 ●商品 ●商品投資等取引に係る権利
106	下から6行目	「できる者をいう。」と「ただし、」の間に下記を挿入 二種外務員は、協会が指定する社内研修を受講し、その結果が協会に報告されている場合には、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる（一種外務員は店頭デリバティブ取引等ができる）。
112	下から14行目・10行目	「株価指数先物等取引参加者」を「指数先物等取引参加者」に訂正
	下から10行目	「株価指数先物取引や株価指数オプション取引」を「指数先物取引や指数オプション取引」に訂正
115	上から8行目	「⑤ 優先株、…」を「⑤ 非参加型優先株、…」に訂正
	上から9行目	「優先株や」を「非参加型優先株（剰余金配当に関して優先的内容を有する種類株のうち、優先配当の支払いを受けた後、残余の分配可能額からの配当については、受け取ることができないものをいう）や」に訂正
116	下から5～4行目	「取引所市場内における……分けることができる。」を下記に差し替え 取引所市場内における有価証券の売買は、立会市場における売買と立会市場以外の市場（T o S T N e T市場）における売買に区分される。
	下から1行目	「過誤訂正等のための……などがある。」の下に下記を追加 T o S T N e T市場では、単一銘柄取引、バスケット取引、終値取引、自己株式立会外買付取引の4種類がある。

117	上から5～7 行目の○	「○配当落ちや……が行われる（例外）。」を削除
	上から8～17 行目（○4つ）	下記に差し替え ○発行日決済取引とは、 内国株券の株主有償割当及び優先出資有償割当 を対象とした取引をいう。 ○取引は、権利落ちとして定める期日から、新株券に係る 新規記録日の3日前の日 まで行い、決済は新株券の 新規記録日 に一括して行う。
	下から2行目	「 3日前（3営業日前）の日 からは」を「 2日前（2営業日前）の日 からは」に訂正
140	枠内のいちばん下	「なければならない。〈B〉」の下に下記を追加 ○売付けの際に 株の手当てがなされていない空売り や、一定規模（0.25%）以上の空売りポジションの保有者に対する証券会社を通じた 取引所への報告義務及び当該情報の公表の措置 がとられる。
148	上から10～ 12行目	「普通取引は、売買成立日から起算して4営業日目に決済が行われるが、 4営業日目が企業等の決算日や権利確定日となる場合は、受渡しが行われず5営業日目（例外）が決済日となる。 」を「普通取引は、売買成立日から起算して4営業日目に決済が行われる。」に訂正
151	末尾	枠囲みの下に下記を追加 P T Sの価格情報の外部公表 P T Sを運営する金融商品取引業者（認可会員）は、申込みを行う場合には、 申込後5分以内 にP T Sシステムを通じて、その申込み内容を協会に報告しなければならない。また、成立させた売買については、 売買成立後5分以内 にP T Sシステムを通じて、取引内容を協会に報告しなければならない。
180	「①株式利回り」の3行目	「 3営業日前から配当落相場となる。 」を「 （2営業日前から配当落相場となる。） 」に訂正
181	「a. 権利付き相場」の2行目	「（権利確定日）の 4営業日前 までは、」を「（権利確定日）の 3営業日前 までは、」に訂正
182	表の下 1行目	「（権利確定日）の 3営業日前 からは、」を「（権利確定日）の 2営業日前 からは、」に訂正
190	表内の下から2列目の枠「短期国債（TB）」	下記に差し替え
		<table border="1"> <tr> <td>国庫短期証券（TDB）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○従来、短期国債・政府短期証券として発行されていたものが統合されたものである。 ○国債の償還の平準化を図り円滑な借換えのために発行されるほか、国の一般会計や特別会計の一時的な資金不足を補うために発行される。 ○公募入札による割引方式で発行される。 ○償還期間1年以内で、法人保有に限定される。 </td> </tr> </table>
国庫短期証券（TDB）	<ul style="list-style-type: none"> ○従来、短期国債・政府短期証券として発行されていたものが統合されたものである。 ○国債の償還の平準化を図り円滑な借換えのために発行されるほか、国の一般会計や特別会計の一時的な資金不足を補うために発行される。 ○公募入札による割引方式で発行される。 ○償還期間1年以内で、法人保有に限定される。 	
192	表内の上から4列目の枠「政府短期証券」	削除

194	表内の1列目の枠「全国型市場公募地方債」	下から1行目「名度が高く……優れている。」の下に下記を追加 ○公募地方債を発行できる団体は、共同で共同発行市場公募地方債を発行することができる。
	下から15行目	「公営企業金融公庫などの公庫、公団、政府関係の特殊会社等が、」を「日本高速道路保有・債務返済機構などの独立行政法人、地方公営企業等金融機構などの地方共同法人及び株式会社日本政策金融公庫などの政府関係の特殊会社などが、」に訂正
197	表内の下から3列目の枠「償還」	いちばん下の行「○期中償還は、主に買入れ償却の方法により行われる。」を下記に差し替え ○定時償還は、一定の据置期間が経過した後、一定額を定期的に抽選または買入れ償却の方法により行われる。抽選に当たると額面での償還に応じなければならない。 ○任意償還は、一定の据置期間が経過した後、発行者の任意で一部または全部を償還する方法となる。一部償還は抽選または買入れ償却により行われ、全部償還及び一部抽選償還については、償還価格に一定のプレミアムがつけられるのが一般的となる。 ○買入れ償却とは、発行者が市場を通じて買取りに応じる所有者から、市場価格で買い入れる方法となる。
244	表内「ETF」の枠	上から1つ目・2つ目の○（4行）を下記に差し替え ○ETFとは、投資成果が東証株価指数、日経平均株価などの株価指数や商品指数などの指標に連動するように設定され、取引所に上場される投資信託をいう。 ○ETFの信託の設定・解約は、取引所を通さずに大口投資家によって行われ、解約時には信託財産中の連動対象指数の有価証券等と交換する。 ○現物拋出型のETFは、株価指数に連動するETFであれば、対象株価指数に連動するように選定された現物株式のポートフォリオをファンドに拋出して、受益権を取得することができる。
		7行目「口単位など」を「口単位や10口単位など」に訂正
		上から5つ目の○（4行）、8つ目・9つ目の○（7行）を削除
254	③の表内「個人」の枠	上から2つ目の○（2行）を下記に差し替え ○普通分配金は、申告不要制度が適用されるが、確定申告により総合課税または申告分離課税の選択ができるほか配当控除の適用も認められる。 ○申告分離課税を選択した場合には、普通分配金（配当所得）と上場株式等の譲渡損との損益通算ができる。
255	上の表内1つ目の●	「2008年12月31日までは10%」を「平成23年12月31日までは10%」に訂正
	上の表内2つ目の●	全文を削除
	上の表内3つ目の●	「2011年1月1日以降は」を「平成24年1月1日以降は」に訂正し、「(証券税制:P.438参照)」を削除

256	[例題] の 2 行目	「場合の受取額はいくらか。」を「場合の受取額と譲渡損益はいくらか。」に訂正
	②	②の4行を削除し、①の続きとして下記を挿入 株式投資信託の解約、買取り、償還などによる場合の換金差益や償還差益は譲渡所得となり、取得価額（募集手数料等の費用も含む）との差額について、上場株式の売買損益等と通算して譲渡益課税が行われる（値上り益への源泉徴収は行われない）。
	③④	③と④（13行）を下記に差し替え ② 受取額を計算する。 受取額＝解約価額×保有口数÷10,000口 ＝10,668円×100,000口÷10,000口 ＝106,680円 ③ なお、この場合の譲渡損益は以下のように計算する（取得時の手数料1%、消費税5%とする）。 譲渡損益＝譲渡収入（②の受取額）－取得価額×保有口数÷10,000口 ＝106,680円－（10,105円×100,000口÷10,000口） ＝5,630円（譲渡益）
259	1 行目	「以下の単位株式投資信託を解約した場合の受取金額はいくらか。」を「以下の単位株式投資信託（取得時の手数料2%、消費税5%）を解約した場合の受取金額と譲渡損益はいくらか。」に訂正
	枠内の3行目	「解約口数」を「保有口数」に訂正
	選択肢	□1.～□5.の5行を下記に差し替え （受取額） （譲渡損益） □1. 563,250円 ▲107,000円 □2. 605,750円 ▲107,500円 □3. 613,250円 ▲117,500円 □4. 617,500円 107,000円 □5. 625,000円 107,500円
	解答	「2.」を「4.」に訂正
	②③	②③（8行）を下記に差し替え ② 次に受取金額を計算する。 受取金額＝解約価額×口数 ＝12,350円×50口 ＝617,500円 ③ 最後に譲渡損益を計算する。 譲渡損益＝譲渡収入（受取額）－取得価額×保有口数 ＝617,500円－（10,200円＋10円）×50口 ＝107,000円（譲渡益）
	377	下から3行目
	下から1行目	「る。〈B〉」の下に下記を追加 従来、景気動向指数は、D Iを中心として公表されてきたが、2008年の4月より、C I中心の公表体制に変更されている。C Iは、各採用系列の変化率を合成することで作成された指標であり、景気の方角感だけではなく景気の量感（テンポ）を知ることができる。C IはD Iよりも有用であるといえる。

386	d. の表内「現先市場」の枠	左枠の「 現先市場 」を「 レポ市場 」に訂正し、右枠のいちばん下に下記を追加 ○現先市場は、「 レポ市場 」（現先、債券レポを含む）に変更されている。 ○ レポ市場 （現先、債券レポ）においては、 現金担保付債券貸借取引 （レポ取引、債券レポ）が行われている。現在では、債券レポ取引に代わって、国際標準に沿った「 新現先取引 」が導入されている。 ○レポ市場は、 オープン市場 を代表する 中核的な市場 となっている。		
399	表のいちばん下	下記を追加 <table border="1" data-bbox="388 403 1268 558"> <tr> <td style="text-align: center;">のれん</td> <td>○親会社の投資勘定と子会社の資本勘定とは相殺消去されなければならない。この差額は、「のれん」として処理される。 ○借方に生ずる「のれん」は無形固定資産に表示されるが、貸方に生ずる「のれん」は固定負債に区分される。</td> </tr> </table>	のれん	○親会社の投資勘定と子会社の資本勘定とは相殺消去されなければならない。この差額は、「のれん」として処理される。 ○借方に生ずる「のれん」は無形固定資産に表示されるが、貸方に生ずる「のれん」は 固定負債 に区分される。
のれん	○親会社の投資勘定と子会社の資本勘定とは相殺消去されなければならない。この差額は、「のれん」として処理される。 ○借方に生ずる「のれん」は無形固定資産に表示されるが、貸方に生ずる「のれん」は 固定負債 に区分される。			
407	下から1行目	「自己資本+少数株主持分+負債」を「自己資本+ 新株予約権 +少数株主持分+負債」に訂正		
418	表内の上から2列目の枠「 配当所得と課税 」	左枠の「(税制改正P. 438参照)」を削除 右枠の上から2つ目の○「平成 20 年12月31日までは、」を「平成 23 年12月31日までは、」に訂正 右枠に下記を追加 ○平成21年から、 上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算 の仕組みが導入されている。 ○また、 総合課税 （ 確定申告不要の特例 も認められている）のほか、他の所得と区分して、 申告分離課税 を選択することができるようになった。 ○この特例の適用対象となるものには、①金融商品取引所に上場される株式等（ 大口株主等は除く ）②店頭売買銘柄、店頭管理銘柄、日本銀行出資証券等③ 公募株式等証券投資信託の収益分配金 などがある。 ○ 申告分離課税 を選択した上場株式等の配当所得は、配当控除の適用を受けられない。 ○金融商品取引業者等を通じて支払われる上場株式等の配当等は、 源泉徴収選択口座 （ 特定口座 ）に入れることができるほか、当該口座内で 損益通算 を行うこともできる。		
419	下の表内の上から1列目の枠	右から2列目「平成 16 年1月～ 20 年12月」を「平成 21 年1月～ 23 年12月」に訂正し、右から1列目「平成 21 年1月～」を「平成 24 年1月～」に訂正		
422	問題20.	「平成 20 年中の大口を除く」を「平成 23 年12月31日までの大口を除く」に訂正		
	解答20.	「ただし、平成21年1月1日以降の税制はP. 438以降を参照のこと。」を削除		
423	問題26.	「平成 16 年1月1日から平成 20 年12月31日までの」を「平成 23 年12月31日までの」に訂正		
	解答26.	「平成21年1月1日以降はP. 438以降を参照のこと。」を削除		
424	表内の上から1列目の枠「 株式等の譲渡益課税 」	上から2つ目の○「平成 20 年12月31日までは、」を「平成 23 年12月31日までは、」に訂正し、「[P. 419, 438 参照]」を「[P. 419参照]」に訂正		

424	表内の上から2列目の枠「譲渡損失の繰越控除」	<p>左枠の「譲渡損失の繰越控除」を「譲渡損失の損益通算と繰越控除」に訂正し、右枠の1～3行目を下記に差し替え</p> <p>○上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得から控除することができる（総合課税を選択した年分は特例は適用されない）。</p> <p>○また、同じく、一定の要件の下に、その年の翌年以後3年以内の株式等の譲渡所得や上場株式等の配当所得から繰越控除ができる特例が設けられている。</p> <p>○この場合の繰越控除の方法は、①まず株式等の譲渡所得等から控除し、控除しきれない損失があるときは、②上場株式等の配当所得から控除する。</p>
427	問題3.	「平成20年12月31日までの」を「平成23年12月31日までの」に差し替え
430	上から11～12行目	<p>「なお、……不要となる。」を下記に差し替え</p> <p>源泉徴収選択届出書が提出されている特定口座（源泉徴収選択口座）においても、平成21年1月1日以後は提出不要とはされず、税務署への提出が必要となった。</p>
438 ～ 439		全文を削除

新規追加項目

- P39下から7行目「13 金融商品取引業協会」の上に下記を挿入し、「13 金融商品取引業協会」を「14 金融商品取引業協会」とする（以下番号をずらす）

13 信用格付業者

信用格付・信用格付業の定義	<ul style="list-style-type: none"> ○信用格付とは、金融商品または法人の信用状態に関する評価の結果について、記号または数字を用いて表示した等級をいう。 ○信用格付業とは、信用格付を付与し、かつ、提供または閲覧に供する行為を業として行うことをいう。
登録制度	<ul style="list-style-type: none"> ○信用格付業を行う法人は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。この内閣総理大臣の登録を受けた者を信用格付業者という。 ○内閣総理大臣は、登録の申請があった場合は、一定の登録拒否事由に該当する場合を除き、信用格付業者登録簿に登録しなければならない。この登録簿は、公衆の縦覧に供される。
信用格付業者の業務	<ul style="list-style-type: none"> ○信用格付業者並びにその役員及び使用人は、独立した立場において、公正かつ誠実にその業務を遂行しなければならない（誠実義務）。 ○信用格付業者は、自己の名義をもって、他人に信用格付業を行わせてはならない。 ○信用格付業者等は、内閣府令の定めるところにより、信用格付を付与し、かつ、提供または閲覧に供するための方針及び方法（格付方針等）を定め、公表しなければならない（変更した場合も同様）。 ○信用格付業者は、格付方針等に従い、信用格付業の業務を行わなければならない。
信用格付業者の監督	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣総理大臣は、信用格付業者が一定の要件（不正の手段による登録、行政官庁の処分違反等）に該当する場合は、当該信用格付業者の登録を取り消し、または6か月以内の期間を定めて信用格付業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

- P77の後に、「第2部」として下記を追加

【第2部】金融商品の勧誘・販売に関する法律

1 金融商品の販売等に関する法律

概要・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○金融商品販売法は、①金融商品販売業者等が金融商品を販売する際の顧客に対する説明義務、②説明義務違反により顧客に損害が生じた場合の損害賠償責任及び損害額の推定等、③金融商品販売業者等の勧誘の適正の確保等について定めた法律をいう。
適用対象・範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○説明義務の主体となるのは、「金融商品の販売等」を業として行う者である。 ○「金融商品の販売等」とは、預金契約、有価証券を取得させる行為、市場・店頭デリバティブ取引などや、その取次ぎまたはその代理もしくは媒介を意味している。

適用対象・ 範囲	<p>○「金融商品の販売等」には、顧客からの株券の委託売買の取次ぎを行う行為、顧客に対する投資信託の販売、顧客との間でデリバティブ預金などの特定預金等契約を締結する行為、変額年金・変額保険などの特定保険契約を媒介する行為などが含まれる。</p> <p>○証券会社など金融商品取引業者等も、金融商品の販売等を業として行う場合には、「金融商品販売業者等」として、顧客に対する重要事項の説明義務などの義務を負うことになる。</p>
説明義務	<p>○金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を行おうとするときは、金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対して重要事項を説明しなければならない。</p> <p>○重要事項の説明は、書面の交付による方法でも可能であるが、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。</p> <p>○重要事項には以下のような事項がある。</p> <p>①金利、通貨の価格、市場の相場その他の指標に係る変動（市場リスク）を直接の原因とする元本欠損のおそれまたは当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある場合（その旨、当該指標、取引の仕組みの重要な部分など）</p> <p>②当該金融商品の販売者その他の者の業務または財産の状況の変化（信用リスク）を直接の原因とする元本欠損のおそれまたは当該元本を上回る損失が生ずるおそれがある場合（その旨、当該者、取引の仕組みの重要な部分）</p> <p>③権利行使期間の制限及びクーリングオフ期間の制限がある場合（その旨）</p> <p>○上記の重要事項の説明義務は、特定顧客（金商法上の特定投資家）には適用されない。</p> <p>○重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合には、重要事項の説明義務は免除される。ただし、この場合でも、金商法上の説明義務は免除されない。</p>
因果関係・ 損害額の 推定	<p>○金融商品の販売等に際して、一定の重要事項の説明を行わなかった場合や、断定的判断の提供の禁止に違反する行為を行った場合には、不法行為による損害賠償責任がある。</p> <p>○民法の不法行為の特則として、損害の立証責任の転換を図るとともに、損害の推定を行うものとしている。</p> <p>①説明義務違反の無過失化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法では、不法行為の要件として、故意または過失の存在が要求されているが、金融商品販売法では、重要事項の説明義務違反については、故意または過失の有無を問わないものとし無過失責任としている。 <p>②因果関係及び損害額の推定による立証責任の転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法においては、不法行為と損害の発生との間の因果関係及び損害額について、損害を主張する側が立証する必要があるが、金融商品販売法では、因果関係及び損害額について、立証責任を業者側に転換している。

因果関係・損害額の推定	<ul style="list-style-type: none"> ・元本欠損額＝顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計－（顧客の取得した金銭及び取得すべき金銭の合計額＋顧客の取得した金銭以外の物または権利であって当該顧客等が売却その他の処分をしたものの処分価額の合計額）
勧誘方針の策定・公表義務	<ul style="list-style-type: none"> ○金融商品販売法では、金融商品販売業者等に対して、以下のような一定の事項を記載した勧誘方針の策定及び公表を義務づけている。 <ul style="list-style-type: none"> ①勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項 ②勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項 ③勧誘の適正の確保に関する事項 ○勧誘方針の公表の方法には、以下のような方法がある。 <ul style="list-style-type: none"> ①金融商品販売業者等の本店または主たる事務所及び金融商品の販売等を行う営業所または事務所に見やすいように掲示または閲覧に供する方法 ②ウェブサイトで公表する方法 ○違反した金融商品販売業者等は、50万円以下の過料に処せられる。
金商法との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○適合性原則や説明義務などに対する違反については、金商法では、金融商品取引業者等に対する行政処分や刑事罰となるが、金融商品販売法では、金融商品販売業者等に対する行政処分に直結せずに、私法上の効果（損害賠償義務、因果関係・損害額の推定）を生じさせるものとなる。
顧客の「説明不要」の意思表示	<ul style="list-style-type: none"> ○金融商品販売法では、重要事項の説明義務は、顧客が特定顧客でない場合でも、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思表示があった場合には免除される。 ○金商法では、特定投資家に該当しない顧客に対しては、「説明不要」との意思表示があった場合でも、実質説明義務自体を免れるわけではない。 ○なお、金融商品販売法上の「説明不要」の意思表示があった場合には、その旨を書面化するなどして後日の紛争を防止することも考えられる。 ○ただし、勧誘する側が、そのような書面への署名・押印などを強制したと認められるような場合には、そもそも意思表示がなかったものとして、重要事項の説明義務の免除が認められない（説明不要の経緯等を面接交渉記録に残す）。

2 消費者契約法

概要・趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者を誤認させる行為または消費者を困惑させる行為が行われた場合の消費者による取消権や不当な契約条項の無効を定める法律である。 ○消費者に対し金融商品の販売等を行う場合には、金融商品取引法、金融商品販売法などに加え、消費者契約法の適用があることに留意して販売を行う必要がある。
-------	--

<p>適用対象・ 範囲</p>	<p>○消費者契約法が適用されるのは、消費者と事業者との間で締結される契約である「消費者契約」となる。</p> <p>○「消費者」とは、個人のうち、「事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるもの」を除いた者となる。「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的になされる同種の行為であり、営利目的は必要ない。</p> <p>○消費者契約の定義においては、金融商品販売法の対象となる金融商品の販売等に関する契約も、消費者と事業者との間で締結される限り、消費者契約に含まれる。</p> <p>○また、契約の直接の相手方ではなく、契約の相手から媒介の委託を受けた者や代理権の授与を受けた者による勧誘などの行為についても適用される（金融商品取引業者等による投資信託の販売、変額年金の販売なども含まれる）。</p> <p>○消費者契約法は、民法・商法に優先して適用されるが、これ以外の法律に別段の定めがある場合には、そちらの方が優先される。</p>
<p>消費者契約法による契約の取消し</p>	<p>[対象となる契約]</p> <p>○以下のいずれかに該当した場合で、それによって当該消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示をした場合となる。</p> <p>①重要事項の不実告知・当該消費者に対して、重要事項について事実と異なることを告げたことにより、当該告げられた内容が事実であると誤認した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が虚偽の内容であると認識していたことや、消費者を欺こうとする意思を有していたことの立証を必要としない。 <p>②断定的判断の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断定的判断を提供することにより、当該提供された断定的判断の内容が確実であると誤認した場合（①と同様に、事業者の故意を要件とはしない）。 <p>③不利益事実の故意の不告知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該消費者に対して、当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該消費者の不利益となる事実を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をした場合。 <p>④不退去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該消費者がその住居またはその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないことによって消費者が困惑した場合。 <p>⑤退去妨害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から、当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないことによって、消費者が困惑した場合。 <p>[取消権の行使の方法・行使期間]</p> <p>○消費者が取消権を行使する方法については、特段の定めはなく、相手方に対して、意思表示を取り消す旨を伝えればよいとされている。なお、取消しの意思表示は、当該意思表示をした消費者またはその代理人もしくは承継人に限定される。</p>

消費者契約法による契約の取消し	<p>○消費者契約法に基づく取消権は、追認することができる時から6か月間行使しないとき、または消費者契約の締結時から5年を経過したときに消滅するものとされている。</p> <p>[取消しの効果]</p> <p>○消費者が取消権を行使した場合、当初にさかのぼって契約が無効であったこととなる（投資信託なら金銭全額の顧客への返還と顧客からの受益権の返還）。なお、この取消権は、善意の第三者に対抗することはできない。</p>
消費者契約法による契約の無効	<p>○消費者契約法においては、消費者の利益を一方的に害する条項を含む契約の締結をさせることは適切ではない。このような条項については無効とすることにしている。</p> <p>○無効となる条項は、①事業者の損害賠償の責任を免除する条項、②消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項（当該条項の全部ではなく超過部分を一部無効とする）、③消費者の利益を一方的に害する条項などとなっている。</p>
金融商品販売法と消費者契約法との関係	<p>○金融商品販売法と消費者契約法においては、両方の法律で重複して対象となるものもある。</p>

3 犯罪による収益の移転の防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）

概要・趣旨	<p>○犯罪収益移転防止法は、マネーロンダリング（資金洗浄）を防止するため、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的としている。</p> <p>○金融商品取引業者が一定の取引を行うに際し、①本人確認義務、②本人確認記録の作成及び保存義務、③取引記録等の作成及び保存義務、④疑わしい取引の届出義務を課している。</p>
本人確認義務	<p>○金融商品取引業者は、最初に顧客に有価証券を取得させることを内容とする契約を締結する際に、顧客の本人確認をする必要がある。</p> <p>○金融商品取引業者は、これらの本人確認書類の提示または送付を受けて、以下のような本人特定事項を確認しなければならない。</p> <p>①顧客が自然人の場合は氏名、住所及び生年月日となる。</p> <p>②顧客が法人の場合は名称、本店または主たる事務所の所在地となる。</p> <p>○本人確認書類は以下ようになる。</p> <p>①個人の場合は、運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、外国人登録証明書、印鑑登録証明書などとなる。</p> <p>②法人の場合は、登記事項証明書、印鑑登録証明書などとなる。</p> <p>○本人確認書類は、有効期限のある証明書については、提示または送付を受ける日において有効なもの、有効期限のない証明書については、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限られる。</p> <p>○また、代理人が取引を行う場合は、本人に加えて代理人についても本人確認が必要となる（会社の経理担当者による預金口座の開設など）。</p>

本人確認義務	<p>○なお、取引を行おうとする顧客について、既に本人確認を行っている場合で、かつ、当該顧客の本人確認記録を保存している場合には、顧客から本人確認記録に記録されている者と同一であることを示す書類等の提示等を受けるか、顧客しか知り得ない事項等の申告を受けることにより、顧客が本人確認記録に記録されている者と同一であることを確認すれば、改めて本人確認を行う必要はない。</p> <p>○ただし、なりすまし等が疑われる取引に該当するものについては、たとえ既に本人確認をしたことのある顧客との取引であっても、改めて本人確認を行う必要がある。</p>
本人確認記録の作成・保存義務	<p>○本人確認を行った場合には、直ちに本人確認記録を作成し、当該取引に係る契約が終了した日から7年間保存しなければならない。</p> <p>○本人確認記録には、本人確認を行った者の氏名、本人確認記録の作成者、本人確認書類の提示を受けた日付等、本人確認を行った取引の種類、本人確認を行った方法などを記載する必要がある。</p>
取引記録等の作成・保存義務	<p>○顧客との間で、特定取引を行った場合は、直ちに取引記録を作成し、当該取引の行われた日から7年間保存しなければならない。</p> <p>○ただし、財産移転を伴わない取引や、財産移転を伴う場合でも価額が1万円以下の取引など一定の場合については、取引記録を保存する必要はない。</p>
疑わしい取引の届出義務	<p>○犯罪による収益である疑いがあり、犯罪収益の取得や処分について事実を偽装したり、犯罪収益を隠匿している疑いがあると認められる場合には、速やかに金融庁に届出を行わなければならない。</p> <p>○なお、疑わしい取引の届出を行おうとすること、または行ったことを、当該疑わしい取引に係る顧客またはその関係者に漏らしてはならない。</p>

● P347の後に「Sec.5」として下記を追加

⑤ 特定店頭デリバティブ取引等

Point このセクションでは、先物取引やオプション取引とは異なるデリバティブ取引が学習の中心となります。試験では3問程度が出題されるものと思われます。スワップ取引、金利デリバティブ、為替デリバティブ、クレジット・デリバティブ、エクイティ・デリバティブ、天候デリバティブ、災害デリバティブなどの「基本的な特徴」に関する出題が多くなるものと思われます。

1 デリバティブ取引と金融商品・金融指標

金融商品取引法の適用対象には、有価証券のほかには有価証券から派生する一定のデリバティブ取引が含まれる。また、このデリバティブ取引の基礎となる原資産を金融商品（有価証券、通貨、預金など）という。

金融商品取引法では、「通貨／金利スワップ取引」、「クレジット・デリバティブ」、「天候デリバティブ」、あるいは「災害デリバティブ」のような政令で定める「事業活動に重大な影響を与える指標や統計」（商品指数を除く）などのデリバティブ取引を新たな規制の対象としている。

[デリバティブに関する留意点]

- 店頭デリバティブ取引では、**第一種金融商品取引業者**としての登録が必要になる（自己資本規制もかかる）
- 第二種金融商品取引業者**は、有価証券に属しない**市場デリバティブ**を扱うことができるが**店頭デリバティブ**を扱うことができない
- 経済統計**（GDP, CPI）などは金融指標の範疇に入るが、**商品指数**、地震、排出権、**不動産**などは金融指標には属さない（個別に政令指定されるものを除く）
- 「**特定投資家（プロ）**」と「**一般投資家（アマ）**」とは区分される
- 特定有価証券等**の取引や上場企業に関わる**デリバティブ取引**（クレジット・デリバティブ）が**インサイダー規制**の対象となる

2 デリバティブ取引の基礎

デリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> ○市場デリバティブと店頭デリバティブとに大別される。 ○ヘッジ効果やレバレッジ効果などがある。 ○店頭デリバティブ取引では、取引内容を当事者間で自由に決めることができる。 ○市場デリバティブ取引では、株価指数や金利、為替などを参照する最も単純な先物とオプション取引が主に用いられる（プレーン・バニラという）。 ○店頭デリバティブ取引では、プレーン・バニラのほか、それらの組み合わせ、あるいは複数資産や複数の参照指標を参照するデリバティブ、バリア（バリア・オプション）などの特殊条項を加味されたエキゾティックなデリバティブも多く用いられている。
フォワード取引	<ul style="list-style-type: none"> ○フォワード（先渡）取引は、先物取引に類似した取引であり、将来の価格やレートを引き渡す対価を現時点で確定するという機能は、先物の場合とほとんど変わらない。 ○取引所取引である上場先物（ヒューチャー）は、限月などの条件の制限、差金決済、証拠金（マージンコール）、最終取引日まで反対売買が可能なことなどの点で先渡取引と異なるが、先物と先渡はほとんど同じ効果をもたらす。 ○株価指数はフォワード価格となるが、金利はフォワード・レートとなる。
スワップ取引	<ul style="list-style-type: none"> ○スワップ取引とは、契約の当事者である二者間で、スタート日付から満期までの一定間隔の支払日（ペイメント日）にキャッシュフローを交換する（変動金利と固定金利など）という取引をいうが、店頭デリバティブの中で最も一般的に扱われている。 ○スワップ取引は、必ずしも元本の交換を伴わないため、スワップの取引規模を想定元本として表示するのが一般的であるが、想定元本の積算は時価総額やリスクを正しく反映したものではない。 ○金利スワップは最も基本的で数多く取り扱われている。固定金利と短期金利（LIBOR）の交換が最も典型的な取引となるが、長期金利（スワップ金利）と交換する金利スワップも一般的に用いられている。

オプション取引	<ul style="list-style-type: none"> ○先物やフォワードのレバレッジは「1」（デルタ1ともいう）であるが、オプションのレバレッジ（デルタ）は変化していく。 ○ブラック・ショールズ・モデルでは、プレーン・バニラ（ヨーロッパ）なオプションの市場価格（プレミアム）から逆算されたボラティリティは、インプライド・ボラティリティと呼ばれ、株、金利、為替、コモディティなどに用いられている。
カウンターパーティ・リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○デリバティブ取引における取引の相手方のことをカウンターパーティといい、その相手方の信用リスクのことをカウンターパーティ・リスクという。
市場デリバティブ取引	<ul style="list-style-type: none"> ○取引形態が定型化・標準化されている取引所取引となり、不特定多数の市場参加者を相手とするが、決済相手は特定の決済機関だけとなる。 ○取引先の信用リスクであるカウンターパーティ・リスクを考慮する必要はほとんどない。
店頭デリバティブ取引	<ul style="list-style-type: none"> ○相対取引となるため、カウンターパーティ・リスクにさらされることになる。 ○損失という潜在的なカウンターパーティ・リスクが存在する。
マーケット・リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○原資産の価格変動、金利や為替、クレジット・スプレッド、物価指数、天候などの参照指標の予測できない変動から生じるリスクをいう。 ○市場リスクの度合いは、ペイオフや付帯条項が同一であれば、市場デリバティブと店頭デリバティブの市場リスクには違いがない。
原資産・参照指標	<ul style="list-style-type: none"> ○デリバティブ取引の具体的な内容は、金融商品や金融指標に基づく先物取引、スワップ取引、クレジット・デリバティブ取引などがあり、その対象には有価証券関連以外の金利、通貨、クレジット、天候などが含まれる。 ○このほか、エクイティ（株価指数・REIT・個別株など）、インフレ（CPI）、地震（マグニチュード）、コモディティ（WTI・金・銅など）、エネルギー（電力）、排出権（CO2排出権）、不動産（不動産インデックス）などの原資産や参照指標がある。
流動性	<ul style="list-style-type: none"> ○市場デリバティブでは、ヨーロッパ・コールやプットといった基本的なオプション（プレーン・バニラ）が用いられるため、店頭デリバティブよりも市場流動性が高い。 ○店頭デリバティブでは、オーダーメイド的な要素を含んだオプション（エキゾティック・オプション）を内包するタイプが多いため、市場デリバティブより流動性が低いといわれている。 ○ただし、店頭デリバティブの中には、基本的（プレーン・バニラ）なオプションやバリア・オプションのような流動性の高いものもある。
ディスカウント・ファクター	<ul style="list-style-type: none"> ○割引関数といい、将来のある時点（満期）で、額面1円を支払う割引債の価格（将来の1円の現在価値）を表す数値をいう。 ○割引債の最終利回りであるゼロクーポン・レートとディスカウント・ファクターの間には、満期までの期間を固定すると負の相関関係がある（債券の利回りと価格との関係と同じ）。

ベンチマークとしての金利	<ul style="list-style-type: none"> ○店頭デリバティブにおけるベンチマークとなる金利は、ユーロ円やユーロドルのLIBOR やスワップ金利が大半となる。 ○短期金利には、LIBOR（ロンドンにおける銀行間貸出金利：ライボ）やTIBOR（東京における銀行間貸出金利：タイボ）がある。 ○LIBORには、O/N（オーバーナイト）、1週間、1カ月、3カ月、6カ月、1年などがある。 ○1年超の金利には、各年限のスワップに対応する長期金利（スワップレート）が用いられている。 ○スワップレートとは、金利スワップにおける変動側のキャッシュフロー（変動レグ）と固定側のキャッシュフロー（固定レグ）の現在価値が等しくなるような固定金利のことをいう。 ○LIBOR やスワップレートは、銀行の信用リスクを反映して、スプレッドが加算されたものになることもあるが、公定歩合や国債の金利のようにリスクフリーとみなされている。 ○金利の表示においては、「年率」が使われるほか、短期金利の表示のルールが異なる。
アクチュアル	<ul style="list-style-type: none"> ○金利の表示法におけるアクチュアルは、カレンダーの実日数を意味しているが、分母の数字は1年間を何日とみなしているかを表し、これをもとに年数が計算される。 ○ユーロ円LIBOR や米国短期金利はのアクチュアルは、365日ではなく360日となる。 ○受払金額＝額面×レート（年率表示）×年数（比率）
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ○市場デリバティブも店頭デリバティブも様々な種類のリスクにさらされている。 ○デリバティブにおけるリスクには、「市場リスク」（マーケット・リスク）、「信用リスク」（カウンターパーティ・リスク）、「流動性リスク」（出来高が不十分で取引できないリスク）、「オペレーショナルリスク」（犯罪・システム・トレーディングミスなど）、「システミックリスク」（流動性の崩壊・連鎖倒産など）がある。 ○店頭デリバティブ取引において最も重要視されるリスクは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの3つとなる。
信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○信用リスクとは、信用力の予期しない変化に関連して、価格が確率的に変化するリスクをいう。 ○店頭デリバティブ取引は相対取引で行われるため、相手先のデフォルトリスクにさらされることになる ○取引先が評価損を負っている場合には、取引相手がデフォルトすると、評価益を実現できなくなる。 ○カウンターパーティ・リスクをヘッジするために、CDSなどのクレジット・デリバティブが用いられることもある（同じ相手先と想定元本が同額のスワップの買いと売りの契約によりポートフォリオのポジションをゼロとする）。

3 デリバティブ取引の基本

日本における店頭デリバティブの取引規模は、市場デリバティブの取引規模を大きく上回っている。店頭デリバティブは、原資産という観点から見ると、「金利デリバティブ」、「為替デリバティブ」、「エクイティ・デリバティブ」、「クレジット・デリバティブ」、「コモディティ・デリバティブ」（金融商品取引法の規制対象外）、「天

候デリバティブ」,「災害デリバティブ」の7つに大別することができる。

① 金利デリバティブ

店頭デリバティブの合計残高のうち、最大の割合を占めているのは、**金利デリバティブ**となる。その中でも、最も基本的といえるのは**金利スワップ**となる。以下、**スワプション**(スワップのオプション)、**キャップ・フロア**(フォワード割引債のオプション)が続いている。これらは、それぞれスワップレートやLIBORを対象とする**金利オプション**となる。

スワップ取引とは、契約の当事者である二者間で、スタート日付から満期までの一定間隔の支払日(ペイメント日)に、**キャッシュフローを交換**(たとえば変動金利と固定金利の交換)するという取引をいう。スワップ取引は、必ずしも**元本の交換**をとまなわない。

金利スワップ	<ul style="list-style-type: none"> ○取引者同士が同一通貨間において、変動金利と固定金利, または 変動金利と異種の変動金利, あるいは固定金利もしくは変動金利と一定のインデックス(参照指標)を交換する取引をいう(この場合には元本の交換は行われない)。 ○固定金利と変動金利を交換するスワップは、最も基本的な金利スワップでもあり、プレーン・バニラ・スワップとも呼ばれる。 ○固定金利を受け取り変動金利を支払う側を「レシーブ」といい、固定金利を支払い変動金利を受け取る側を「ペイ」という。 ○この場合の変動金利は、各応当日に固定化され、対応する期日(支払日)におけるキャッシュフローの受払いに用いられる。 ○「固定金利払い・変動金利受け」の金利スワップ取引は、変動金利借入れを行っている者にとっては、将来の金利上昇にともなう利払い負担増加リスクのヘッジとなるが、市場金利が低下した場合には損失が発生するものの、変動金利借入れについては、市場金利の低下によるメリットを受けることができるため、両方が相殺され大きな損失は発生しない。
キャップ	<ul style="list-style-type: none"> ○変動金利(LIBORなど)を対象としたコール・オプション取引となる。 ○買い手は、キャップのプレミアムを支払うことで、LIBORなどが一定水準(ストライクレート・行使レート)を上回った場合には、その差額を売り手から受け取ることができる(金利上昇のリスク・ヘッジとなる)。 ○金利キャップ取引は、変動金利借入れを行っている者にとっては、将来の金利上昇にともなう利払い負担増加リスクのヘッジとなるが、LIBORなどの金利が一定水準に達するまではヘッジ効果が得られないものの、LIBORなどの金利が低下した場合には、そのメリットを享受することができる。
フロア	<ul style="list-style-type: none"> ○キャップが将来の市場金利の上昇に備えるヘッジ取引であるのに対して、フロアは、将来の市場金利の低下による保有金融資産の受取金利収入の減少に備えるヘッジ取引となる(金利の下落リスクのヘッジ取引となる)。 ○買い手は、オプション料を支払う代わりに、LIBORなどが一定水準(ストライクレート)を下回った場合には、その差額を売り手から受け取ることができる。

フロア	○フロアは、それぞれの期間に対応したヨーロッパ・プットの集合体となる。
スワプション	<ul style="list-style-type: none"> ○スワップオプションとも呼ばれ、将来のスワップを行う権利を売買するオプション取引のことをいう。 ○対象となるスワップが、固定金利受け・変動金利払いのタイプ（レシーバーズ・スワプション）と、固定金利払い・変動金利受けのタイプ（ペイヤーズ・スワプション）の2種類がある。 ○固定金利払い・変動金利受けの金利スワップを行う権利（ペイヤーズ・スワプション）を購入した場合には、買い手は、将来の長期金利が行使レートを上回った場合に、権利行使を行いスワップ取引をスタートさせる（ペイヤーズ・スワプションはスワップレートを対象としたコール・オプションとなる）。 ○金利スワプション取引は、変動金利借入れを行っている者にとっては、将来の市場金利の上昇による利払い負担増加リスクのヘッジとなるが、将来の市場金利が低下した場合でも、権利行使を行わないことにより、金利低下のメリットを享受することができる。 ○買い手にとっては、期初にプレミアムを支払うだけで、将来の一定期間にわたり金利スワップを行う場合の条件を保証するという効果がある（不利な場合には権利行使をしなければ済む）。 ○契約の中のスワップ取引における固定レートがストライクレート（行使レート）となる。 ○金利スワップにスワプションを組み合わせると、途中でキャンセルが可能な金利スワップ（キャンセルラブル・スワップ）となる。

② 為替デリバティブ

為替デリバティブには、通貨スワップと通貨オプション（レンジ・フォワード、バタフライ、バリア・オプション）がある。また、為替デリバティブは、国内金利や外国金利と為替レートのボラティリティ及び相関係数などが重要な要素となる。

通貨スワップ	<ul style="list-style-type: none"> ○取引者同志が、異なる通貨のキャッシュフロー（元本と金利）を、あらかじめ合意した為替レートで交換する取引をいう（元本の交換は契約期間の期初・期末にある）。 ○元本の交換がなく、金利の交換のみを行う場合は「クーポンスワップ」と呼ばれる。 ○外債などの外貨建資産をもつ者が、円建ての受取金額を確定させるために行う（将来の円高に対するヘッジとなる）。 ○この取引においては、①外貨建資産の取得時に元本の交換が行われる②外貨建資産の利払い時に金利の交換が行われる③償還時に再度の元本の交換が行われる。 ○将来、為替相場が円安・外貨高の方向に変化した場合には、外貨キャッシュフロー払い・円キャッシュフロー受けの通貨スワップのポジションに評価損が発生することになるが、一方で、保有する外貨建資産には評価益が発生するため、両方の損益が相殺され大きな損失は発生しないことになる。
--------	---

レンジ・フロー	<ul style="list-style-type: none"> ○リスク・リバーサルとも呼ばれる。 ○為替の予約締結レートに一定の幅を設けることにより、為替レートの範囲を限定させるオプション取引となる。 ○輸入業者のニーズに沿ったポジションとなり、円安・ドル高の局面では、輸入商品の支払額（ドル）を抑えるために、コールを購入し、同時にプットを売却してコストを低減し、円高・ドル安の局面の利益を一部放棄するというポジションをとる。 ○オプションのロング（買い）とショート（売り）の組み合わせとなるため、行使価格の条件設定によってはオプション・プレミアムの受払いを相殺することができる。
バタフライ	<ul style="list-style-type: none"> ○3種類の権利行使価格が異なる同一タイプのオプション（コールまたはプット）の組み合わせにより構成され、市場が比較的落ち着いている際に用いられる。
バリア・オプション	<ul style="list-style-type: none"> ○一定期間内に、原資産価格が、あらかじめ定めた一定の水準（バリア価格）に達すると、オプションが発生する取引をいう。 ○バリアが1つだけのタイプを「シングル・バリア・オプション」（またはバリア・オプション）といい、バリアが2つのタイプを「ダブル・バリア・オプション」という。 ○また、バリアに達した際に、オプションが発生するタイプを「ノックイン」といい、オプションが消滅するタイプを「ノックアウト」という。 ○ほかの条件が同じノックイン・オプションとノックアウト・オプションを1単位ずつ保有している場合には、原資産価格がバリアに到達したかどうかに関係なくなるため、ヨーロッパン・オプションを1単位保有しているのと等価となる。
デジタル・オプション	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の特定の一時点で原資産価格が特定領域に入っている場合のみ、あらかじめ定められた金額を支払うという取引をいう。 ○特定の事象が起きたか否かだけが問題となる。
ストラクチャード・プロダクト（仕組債等）	<ul style="list-style-type: none"> ○デリバティブを組み込んだ債券を「仕組債」という。 ○仕組債の発行体は、高格付けをもつ低コストで資金調達可能な銀行やSPCが使われる。 ○証券会社や投資銀行などがスワップハウスとして、発行体とスワップ取引を行い、仕組クーポンとLIBORなどの変動金利とスワップし、発行体は、受け取った仕組クーポンを投資家に支払う。 ○仕組債の格付けが高く、デフォルト・リスクがほとんど存在しない場合でも、元本の額面償還が保証されていないケースもある（他社株交換権付社債：EB）。 ○個別株ではなく、日経平均などの株価指数や金利及び為替などのレートを参照指標とする「リンク債」もある。 ○仕組債ではないが、受益証券、預金、保険といった形態でのデリバティブを内蔵する金融商品もある。

③ エクイティ・デリバティブ

個別株式の株価や株価指数の変動リスクを内包したデリバティブを総称して、エクイティ・デリバティブという。エクイティ・デリバティブの決済方法は、原資産が**株価指数**である場合には「現金決済」（キャッシュ・セトル）となり、原資産が個

別株式である場合には、一部あるいは全てが「現物決済」（フィジカル・セトル）となる。この「現物決済」は、当該株式の現物受渡しで行われる。

一般的に、原資産が**株価指数や金利**のような単なる参照指標の場合には「現金決済」となり、**有価証券**（普通株式、種類株式、債券など）、**通貨**、**商品**（コモディティ）などの場合には「現物決済」もしくは「現金決済」となる。

個別株先渡取引	<ul style="list-style-type: none"> ○個別株式を、将来の一定の時期に、あらかじめ合意した価格で購入または売却する取引をいう。
株価指数先渡取引	<ul style="list-style-type: none"> ○市場デリバティブである株価指数先物取引と同じ仕組みとなる。 ○日経平均株価やTOPIXなどの株価指数を、将来の一定の時期に、あらかじめ合意した価格で購入（売却）する取引をいい、決済日に建玉が残っていた場合の決済方法も差金決済（SQとの差金決済）となる。 ○株価指数先物取引では、取引条件が取引所によって画一的に決められているのに対して、株価指数先渡取引では、個々の取引条件は当事者間で柔軟に設定することができる。
エクイティ・スワップ	<ul style="list-style-type: none"> ○投資家と証券会社とが変動金利と株価指数（個別株価）のパフォーマンスを交換する取引をいう。 ○投資家は、証券会社に変動金利を支払う一方で、株価指数の上昇率を証券会社から受け取ることができる（下落した場合は当該下落率を証券会社に支払う）。 ○投資家は、少ない資金で株価指数（個別株）への投資と同様の経済的効果を得られる。 ○反対に、投資家が証券会社から変動金利を受け取り、証券会社に株価指数（個別株）の上昇率（下落率）を支払う（受け取る）というスキームもある（価格下落リスクのヘッジ効果がある）。 ○顧客のヘッジのためのエクイティ・スワップ・ポジションとなる「株価指数の上昇率払い・変動金利受け」は、株価が上昇した場合には評価損が発生するが、顧客の保有する現物ポジションとなる株価指数（個別株）には評価益が発生するため、両方が相殺され、顧客には大きな損失が発生しないと考えられる。 ○投機目的の取引である場合は、取引相手の証券会社の信用リスクや、株価指数（個別株）の下落ともなう損失拡大リスクが存在することになる。
個別証券・指数オプション	<ul style="list-style-type: none"> ○取引所に上場するオプションと同じ取引の仕組みとなるが、取引所に上場されていない銘柄のオプションや、期間の長いオプションなどが含まれる（取引者のニーズに基づいた個別性の強い取引）。 ○株券貸借取引とセットで個別株オプション取引を行う場合、顧客は保有する株式を貸し付けることと、コール・オプションの売却により、賃借料とオプション・プレミアムを得られるため、保有株式の有効活用が可能となる。 ○ただし、当該株式の価格が一定水準（行使価格）以上に値上がりすると、当該価格（行使価格）で証券会社に売却しなければならない。

個別証券・ 指数オプション	○逆に、証券会社は、オプション・プレミアムを支払う対価として、当該株式の価格が一定水準以上に値上がりした場合に、一定水準の価格（行使価格）で当該株式を購入することができる（特約付株券貸借取引または条件付株券貸借取引とも呼ばれる）。
バリアンス・スワップ	○バリアンス・スワップとは、投資家（金融機関）と証券会社が、日経平均等の株価指数（または個別株価）の価格変動性の実現値と固定価格を交換するスワップ取引（フォワード取引ともいえる）をいう。 ○当該指数（当該個別株式）のオプションの市場価格が含意する公正なバリアンスの将来価値を固定価格とし、あらかじめ定めた一定の観測期間を経過後の事後的な価格変動性（実現バリアンス）と交換する。

④ クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブは、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）のような信用リスクを移転する金融技術として開発され、活発な取引が行われ、想定元本の増大が顕著となっている。

トータル・ リターン・ スワップ (TRS)	○プロテクション（保証）の買い手（プロテクション・バイヤー：保証を受ける側）が、取引期間中、プロテクションの売り手（プロテクション・セラー：保証をする側）に、社債等の参照指標から生じるクーポン及び値上がり益を支払い、その代わりに値下がり分及び想定元本に対して計算される短期金利（LIBOR＋スプレッド α ）を受け取るというスワップ取引となる。 ○プロテクション・セラーは、額面で当該資産を引き取ることにより、プロテクション・バイヤーの評価損を保証する。 ○プロテクション・バイヤーには、社債等を保有したまま売却した場合と同様の経済効果が得られるというメリットがある。 ○プロテクション・セラーは、少ない資金負担で社債等を保有した場合と同様の経済効果が得られる。
クレジット・ デフォルト・ スワップ (CDS)	○信用事由（デフォルト）が発生したときに、ペイオフが発生するデリバティブとなる。 ○プロテクションの買い手（プロテクション・バイヤー：リスクをヘッジする側）が、売り手（プロテクション・セラー：リスクをとる側）にプレミアム（スプレッド・保険料ともいう）を支払い、その見返りとして、契約期間中に参照企業にクレジット・イベント（信用事由）が発生した場合に、損失に相当する金額を売り手から受け取る取引をいう。 ○信用事由が発生しなかった場合には、取引は終了し、支払われたプレミアムは掛け捨てとなる。 ○この取引を経済的な観点から見ると、プレミアム（保険料）の見返りとして、損失が発生した場合には、それに相当する金額を受け取るという意味で保険の一種ともいえる。 ○信用事由の具体的な要件としては、倒産・破産、債務不履行、債務リストラクチュアリング（金利減免、元本返済繰延べなど）と定義されている。

クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)	<ul style="list-style-type: none"> ○プロテクション・パイヤーは、定期的にプレミアムを支払うことになるが、参照企業の信用リスクを保証してもらえるとというメリットがある。 ○プロテクション・セラーは、プレミアムを利益として受け取れるというメリットがあるが、参照企業にクレジット・イベントが発生した場合には、その分の補償額を支払わなければならない。
ノックイン・デジタル	<ul style="list-style-type: none"> ○一定期間の間に、一度でも原資産価格がバリアに到達したときに、その到達時点の直後に一定の金額を支払い、かつ、一度も到達しなければ何も支払われないという取引をいう。
FTD	<ul style="list-style-type: none"> ○ファースト・トウ・デフォルトともいい、複数の企業の信用リスクをまとめたバスケット型クレジット・デリバティブにおいて、そのうちの1社でもデフォルトした際にトリガーが発動（クレジット・イベント決済が行われる）する仕組みをいう。 ○参照銘柄間の相関に依存するという特徴がある。 ○FTDに類似するものとして、2番目の銘柄のデフォルトにより決済する仕組みをSTD、同じく3番目の銘柄のデフォルトにより決済する仕組みをTTDという。
クレジット・スプレッド	<ul style="list-style-type: none"> ○借り手のクレジット（信用力）の差に起因する金利差のことをいう。 ○社債の価格から算出することもできるが、大半はCDSレート（CDSスプレッド）から算出される。 ○CDSレートは、どのくらいの保険料を支払うかによって決まる。
コリレーション（相関）	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の金融指標を参照するデリバティブにおいては、金融指標間の相関が、価格やリスクの特性に影響するため、FTDやCDOといったクレジット・デリバティブにおいては、構成銘柄ごとのスプレッドの水準や、銘柄間のクレジット（信用）の相関が重要となる。 ○相関係数が1の場合を完全相関といい、すべての構成銘柄が完全に連動することを意味し、銘柄間の相関が高くなるにつれて、分散投資の効果は効かなくなる。
CDO	<ul style="list-style-type: none"> ○証券化商品の一種であり、ローン債権や債券（社債）、CDSなどを多数集めてプールし、これを裏付け（担保資産）に発行される証券のことをいう。 ○CDSのポートフォリオをシンセティックCDOといい、部分的な特定のものシングル・トランシェ・シンセティックCDOという。 ○多数のローン債権をプールしたものをポートフォリオとするものをキャッシュ型CDOという。 ○CDOの中には、住宅不動産担保証券（RMBS）や商業用不動産（CMBS）をポートフォリオに含んだものもある。 ○既発行の複数のCDOをプールし、改めてCDOとして組成したCDO2もある。 ○CDOにおいても、構成要素となるCDS間の相関が重要となる。

⑤ 天候デリバティブ

天候デリバティブとは、オプションの買い手からみて、異常気象や天候不順などを原因とする営業利益の減少リスクを削減するためのリスクヘッジ商品となる。また、天候デリバティブは、プレミアムを保険料とみなすことで、保険に近い経済効果を得ることができる。ただし、保険と異なる点は、実損填補を目的とはしていない

いため、一定の条件が満たされれば、**実際に損害が発生していなくても決済金が支払われる**。このため、損害金額に関する調査が不要となり利便性が高いといえる。

<p>日本の天候デリバティブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○降雪日数、降雨日数が参照指標となる。 ○契約内容としては、契約目的、観測期間、観測対象日、観測指標、ストライク値（免責日数）、補償金額（1日当たり）、補償金受取総額上限などがある。 ○たとえば、降雪日数がストライク値を上回ると、「(降雪日数-ストライク値)×保障金額（1日当たり）」が、補償金受取総額上限を限度に支払われる。 ○降雪日数がストライク値と等しいか、それを下回る場合には、支払金額はゼロとなる。
<p>CDD・HDD</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○天候デリバティブの大多数は相対取引となる。 ○世界の天候デリバティブは、CDDやHDDという指標の上に書かれた先物、スワップ、オプションとなる。 ○DDをディグリー・デイというが、X日目の1日の平均気温が、基準温度（華氏65度）から何度乖離しているかを指している。 ○CDDとは、日平均気温が基準温度以上の場合、日平均気温が基準温度をどれほど上回ったかを表す。 ○HDDとは、日平均気温が基準温度以下の場合、日平均気温が基準温度をどれほど下回ったかを表す。 ○CDDが大きくなるほど、夏季は猛暑でありエアコン消費電力が大きくなる。 ○HDDが大きくなるほど、冬季は厳冬であり暖房消費電力が大きくなる。
<p>天候リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○気温や天候は、取引可能な原資産ではないため、原資産で複製することはできない。 ○天候リスクは、地理的あるいは時間的な意味で、大数の法則が効かない。 ○変動性が高い場合には、突出した事態に陥り、高額の支払いになるケースもある。
<p>コモディティ・デリバティブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コモディティ（商品）とは、原油やアルミや銅などのベースメタル、大豆や小麦などの穀物のことをいう。 ○コモディティ・デリバティブは、商社や事業会社のヘッジ・ツールとして、または、ファンドや機関投資家のインフレヘッジ投資対象としてのニーズが高い。 ○コモディティには、量的な概念、価格変動の季節性、保有することの便益といった独特の性質のほか、受渡し、期間構造、為替リスクなどの複合的な要素が絡み合っている。

⑥ 災害デリバティブ

大規模災害（カタストロフィ）についての災害デリバティブは、非常に稀な事象（レア・イベント）を対象としたものであるが、**少数の法則**に支配され、**天候デリバティブ以上に損害保険に近いもの**といえる。

CAT スワップ	<p>○国内損保と海外損保が、それぞれが自国で引き受けた自然災害保険の再保険として、当該自然災害保険に係るリスクを交換する取引をいう。</p> <p>○日本の自然災害リスクしか保有していない国内損保にとっては、海外の自然災害リスクを引き受けることにより、リスク分散を図ることができる。</p>
地震オプション	<p>○地震による売上げの減少や損害の発生に対するリスクヘッジ商品といえる。</p> <p>○保険とは異なり、実損填補を目的としていないため、損害が発生しなくても決済金が支払われる。</p> <p>○地震と実損の因果関係や損害金額に関する調査が不要で利便性が高い。</p>
CAT ボンド	<p>○大企業の地震リスクヘッジとしては、カバー領域や金額が大きいため、地震デリバティブが利用される（中小企業は地震保険）。</p> <p>○CAT ボンドは、証券化商品ではなく、仕組債の一種となる。</p> <p>○CAT ボンドは、オリジネーター（損保）の信用リスクから遮断されているという点や、リスクを投資家に転嫁しているという点において、証券化商品と同じ特性をもつが、バックアセット（裏付資産）となる対象が単一であるという点が異なる。</p>

<p>問題 次の文章のうち、正しいものは○の方へ、正しくないものは×の方へマークしなさい。</p> <p>□ 1. 金融商品取引法上の金融商品には、有価証券や通貨及びデリバティブ取引などが含まれるが、預金契約に基づく債権や権利を表す証券や証書は含まれない。</p> <p>□ 2. 金融商品取引法上の金融指標には、金融商品の価格または利率等、気象観測に関わる数値、事業会社の活動や経済統計に基づく数値などが含まれる。</p> <p>□ 3. 金融商品取引法において、新たに規制の対象となったデリバティブ取引には、通貨／金利スワップ取引やクレジット・デリバティブなどが含まれる。</p> <p>□ 4. 店頭デリバティブ取引は、第一種金融商品取引業者及び第二種金融商品取引業者が、内閣総理大臣の登録を受けて行うことができる。</p> <p>□ 5. 店頭デリバティブ取引においては、取引内容を当事者間で比較的自由に決めることができる。</p> <p>□ 6. デリバティブ取引において、取引の相手方をカウンター・パーティというが、そのカウンター・パーティの信用リスクのことを、カウンターパーティ・リスクという。</p> <p>□ 7. 市場デリバティブにはカウンターパーティ・リスクはあるが、店頭デリバティブ取引にはカウンターパーティ・リスクはほとんどない。</p> <p>□ 8. デリバティブの原資産や参照指標には、金利、為替、クレジット、エクイティなどが含まれるが、インフレやコモディティなどは含まれない。</p>	<p>解答</p> <p>1. × すべて含まれる。</p> <p>2. ○</p> <p>3. ○</p> <p>4. × 第二種金融商品取引業者は行うことができない。</p> <p>5. ○</p> <p>6. ○</p> <p>7. × 反対である。</p> <p>8. × すべて含まれる。</p>
--	--

<p>□ 9. 市場デリバティブに用いられるヨーロッパ・コールやプットといった基本的なオプションのことをエキゾティク・オプションという。</p> <p>□ 10. ディスカウント・ファクターとは、将来の1円の現在価値を表す数値のことをいう。</p> <p>□ 11. 割引債の最終利回りであるゼロ・クーポン・レートとディスカウント・ファクターの間には負の相関関係がある。</p> <p>□ 12. 店頭デリバティブにおけるベンチマークには、ユーロ円やユーロドルのTIBORやスワップ金利などがほとんどとなる。</p> <p>□ 13. LIBORとは、東京における銀行間貸出金利のことをいう。</p> <p>□ 14. デリバティブ取引における金利の表示法は年率が用いられるが、すべて1年を365日として、受払いされる金額が計算される。</p> <p>□ 15. スワップレートとは、金利スワップにおける変動側のキャッシュフローと固定側のキャッシュフローの現在価値が等しくなるような固定金利のことをいう。</p> <p>□ 16. 店頭デリバティブのリスク分類においては、市場リスク、信用リスク、流動性リスクなど含まれるが、オペレーショナルリスクやシステミックリスクなどは含まれない。</p> <p>□ 17. 店頭デリバティブ取引において最も重要視されるリスクは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの3つである。</p> <p>□ 18. 店頭デリバティブは、相対取引となるため、取引先が評価損を負っている場合には、取引先がデフォルトすると評価益を実現できなくなる。</p> <p>□ 19. 店頭デリバティブに係る原資産は、金利デリバティブ、為替デリバティブ、エクイティ・デリバティブ、クレジット・デリバティブ、天候デリバティブ、災害デリバティブの6つに大別される。</p> <p>□ 20. 店頭デリバティブの残高合計のうち、最大の割合を占めているのは為替デリバティブとなる。</p> <p>□ 21. スワップ取引とは、契約の当事者である二者間で、スタート日付から満期までの一定間隔の支払日（ペイメント日）にキャッシュフローを交換する取引をいう。</p> <p>□ 22. 金利スワップの1つに、取引者Aと取引者Bが、同一通貨間で変動金利と固定金利を交換する取引がある。</p> <p>□ 23. 金利スワップにおいては、元本の交換は行われない。</p> <p>□ 24. 将来の金利上昇にともなう利払い負担増加リスクをヘッジするには、「固定金利受け・変動金利払い」の金利スワップ取引を行うことになる。</p> <p>□ 25. 金利スワップにおいて、固定金利受け・変動金利払いの側を「レシーブ」といい、固定金利払い・変動金利受けの側を「ペイ」という。</p> <p>□ 26. キャップとは、LIBORなどの変動金利を対象としたプット・オプション取引となる。</p> <p>□ 27. キャップの買い手は、プレミアムを支払うことで、LIBORなどが一定水準（ストライクレート）を上回った場合には、当該差額を売り手から受け取ることができる。</p>	<p>9. × プレーン・バニラという。</p> <p>10. ○</p> <p>11. ○</p> <p>12. × TIBORではなくLIBORである。</p> <p>13. × 東京ではなくロンドンである。</p> <p>14. × ユーロ円のLIBORは360日とされる。</p> <p>15. ○</p> <p>16. × すべて含まれる。</p> <p>17. ○</p> <p>18. ○</p> <p>19. × コモディティ・デリバティブを合わせて7種類となる。</p> <p>20. × 金利デリバティブである。</p> <p>21. ○</p> <p>22. ○</p> <p>23. ○</p> <p>24. × 「固定金利払い・変動金利受け」の取引である。</p> <p>25. ○</p> <p>26. × コール・オプション取引である。</p> <p>27. ○</p>
---	--

<p>□28. フロアとは、将来の市場金利の低下による保有金融資産の受取金利収入の減少に備えるヘッジ取引をいう。</p>	<p>28. ○</p>
<p>□29. フロアの買い手は、オプション料を支払う代わりに、LIBORなどが一定水準（ストライクレート）を上回った場合には、当該差額を売り手から受け取ることができる。</p>	<p>29. × ストライクレートを下回った場合に受け取ることができる。</p>
<p>□30. スワプションとは、将来のスワップを行う権利を売買するオプション取引をいう。</p>	<p>30. ○</p>
<p>□31. スワプションにおいては、契約の中のスワップ取引における変動レートが、ストライクレートとなる。</p>	<p>31. × 固定レートがストライクレートとなる。</p>
<p>□32. スワプションにおいては、「固定金利払い・変動金利受け」の金利スワップを行う権利を購入する場合、その買い手は、将来の長期金利が行使レートを上回った場合に、権利を行使することでスワップ取引をスタートさせることになる。</p>	<p>32. ○</p>
<p>□33. 金利スワップにスワプションを組み合わせると、途中でキャンセルが可能な金利スワップとなる。</p>	<p>33. ○</p>
<p>□34. 通貨スワップとは、取引者Aと取引者Bが、同一の通貨のキャッシュフロー（元本及び金利）を、あらかじめ合意した為替レートで交換する取引をいう。</p>	<p>34. × 異なる通貨のキャッシュフローを交換する取引である。</p>
<p>□35. 通貨スワップにおいて、元本の交換がなく、金利の交換のみを行う場合をクーポンスワップという。</p>	<p>35. ○</p>
<p>□36. レンジ・フォワードとは、予約締結レートに一定の幅を設け、為替レートの範囲を限定させるオプション取引をいう。</p>	<p>36. ○</p>
<p>□37. レンジ・フォワードにおいては、オプションのロングとショートを組み合わせとなるため、行使価格の条件の設定によっては、オプション・プレミアムの支払いを相殺することができる。</p>	<p>37. ○</p>
<p>□38. バタフライとは、5種類の行使価格がそれぞれ異なる同一タイプ（コールまたはプット）のオプションの組み合わせにより構成され、比較的相場が落ち着いている際に用いられる。</p>	<p>38. × 5種類ではなく3種類である。</p>
<p>□39. バリア・オプションとは、一定期間内に、原資産価格があらかじめ定めた一定の水準（バリア価格）に達すると、オプションが発生する取引をいう。</p>	<p>39. ○</p>
<p>□40. デジタル・オプションとは、将来の特定の一時点で、原資産価格が特定領域から外れている場合にのみ、あらかじめ定められた金額を支払うという取引をいう。</p>	<p>40. × 特定領域に入っている場合にのみとなる。</p>
<p>□41. デリバティブを組み込んだ債券のことを「仕組債」という。</p>	<p>41. ○</p>
<p>□42. 仕組債の格付けが高く、デフォルト・リスクがほとんど存在しない場合でも、元本の額面償還が保証されていないものに「他社株交換権付社債（EB）」がある。</p>	<p>42. ○</p>
<p>□43. 個別株式の株価や株価指数の変動リスクを内包したデリバティブを総称して、エクイティ・デリバティブという。</p>	<p>43. ○</p>
<p>□44. エクイティ・デリバティブの決済方法については、原資産が株価指数である場合には「現物決済」（フィジカル・セトル）となり、原資産が個別株式である場合には「現金決済」（キャッシュ・セトル）となる。</p>	<p>44. × 反対である。</p>

<p>□45. 個別株先渡取引とは、個別株式を、将来の一定の時期に、あらかじめ合意した価格で購入または売却する取引をいう。</p> <p>□46. 株価指数先渡取引において、決済期日に建玉が残っていた場合の決済方法は、現物決済が行われる。</p> <p>□47. エクイティ・スワップとは、投資家と証券会社が固定金利と株価指数（個別株）のパフォーマンスを交換するスワップ取引をいう。</p> <p>□48. エクイティ・スワップの受払いはネット（差金）で行われるため、投資家は、少ない資金で株価指数（個別株）への投資と同様の経済効果が得られる。</p> <p>□49. 個別証券オプションや指数オプションでは、取引所に上場されていない銘柄のオプションや期間の長いオプションなども取引の対象となる。</p> <p>□50. トータル・リターン・スワップのプロテクション・セラー（保証する側）には、社債等を保有したまま売却した場合と同様の経済効果が得られるというメリットがある。</p> <p>□51. クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、プロテクションの買い手（リスクをヘッジする側）が、売り手（リスクをとる側）にプレミアム（保険料）を支払い、その見返りとして、損失に相当する金額を売り手から受け取る取引をいう。</p> <p>□52. ノックイン・デジタルとは、一定期間に、一度でも原資産価格がバリアに到達しなかったときに、その到達時点の直後に一定の金額を支払い、かつ一度でも到達すれば何も支払われないという取引をいう。</p> <p>□53. FTDとは、複数の企業の信用リスクをまとめたバスケット型クレジット・デリバティブをいう。</p> <p>□54. 「クレジット・スプレッド」とは、貸し手のクレジットの差に起因する金利差のことをいい、CDSレート（CDSスプレッド）から導かれる。</p> <p>□55. コリレーションとは、複数の金融指標を参照するデリバティブにおいて、その金融指標間における相関をいう。</p> <p>□56. 完全相関とは、コリレーションが1である場合のことをいい、すべての構成銘柄が相反する動きをすることを意味する。</p> <p>□57. CDOとは、ローン債権や債券（社債）、あるいはCDSを多数集めてプールし、これを裏付け（資産担保として）に発行される証券のことをいう。</p> <p>□58. 天候デリバティブとは、オプションの買い手からすると、異常気象や天候不順などを原因とする営業利益の減少リスクを削減するためのリスクヘッジ商品といえる。</p> <p>□59. 日本において契約されている多くの天候デリバティブは、降雪量や降雨量を参照指標（金融指標）としている。</p>	<p>45. ○</p> <p>46. × SQとの差金決済が行われる。</p> <p>47. × 固定金利ではなく変動金利である。</p> <p>48. ○</p> <p>49. ○</p> <p>50. × プロテクション・バイヤー（保証を受ける側）のメリットである。</p> <p>51. ○</p> <p>52. × 一定期間に一度でもバリアに到達することが一定金額の支払の条件となる。</p> <p>53. ○</p> <p>54. × 借り手のクレジットの差に起因する。</p> <p>55. ○</p> <p>56. × 完全に連動することを意味する。</p> <p>57. ○</p> <p>58. ○</p> <p>59. × 降雪日数や降雨日数を参照指標としている。</p>
---	---

<p>□60. 降雪日数が平年に比べ多い場合の売上減少リスクをヘッジする天候デリバティブにおいて、降雪日数がストライク値（一定の日数）を下回る場合には、「(降雪日数-ストライク値) × 1日当たりの保障金額」が、補償金受取総額上限を限度に支払われる。</p> <p>□61. デイGREE・デイとは、一定の日の1日の間の平均気温が、基準温度（華氏65度）から何度乖離しているかを表す。</p> <p>□62. 天候デリバティブにおける天候リスクは、災害デリバティブとは異なり、異常気象のように変動性が高い場合には、突出した事態に陥ることもあり、高額な支払いになることもある。</p> <p>□63. 商社や事業会社のヘッジ・ツールとして、またファンドや機関投資家のインフレヘッジ投資対象としてのニーズが高いデリバティブに、コモディティ・デリバティブがある。</p> <p>□64. コモディティ・デリバティブには、個別株式のような受渡し、金利のような期間構造、為替リスクなどの複合的な要素が絡み合っている。</p> <p>□65. 災害デリバティブとは、日常の災害などを対象とした取引に限定され、天候デリバティブ以上に損害保険に近い取引となる。</p> <p>□66. 地震オプションとは、地震による売上の減少や損害の発生に対するリスクヘッジ商品であるが、実損填補を目的としているため、損害が発生しなければ決済金が支払われない。</p> <p>□67. 大企業や中小企業の地震リスクヘッジとしては、ともに地震保険よりも地震デリバティブが用いられる。</p> <p>□68. 地震オプションを売却した損保は、CATボンドの発行により、当該地震オプションのリスクを投資家に移転することもある。</p> <p>□69. CATボンドは、仕組債の一種というよりは証券化商品といえる。</p> <p>□70. 外為証拠金取引は、市場デリバティブにおける先物取引や店頭デリバティブにおける先渡取引として取引されている。</p>	<p>60. × ストライク値を上回る場合となる。</p> <p>61. ○</p> <p>62. ○</p> <p>63. ○</p> <p>64. ○</p> <p>65. × 非常に稀な事象など大規模災害（カタストロフィ）を対象としたものである。</p> <p>66. × 実損填補を目的とせず損害が発生しなくても決済金が支払われる。</p> <p>67. × 中小企業は地震保険が用いられる。</p> <p>68. ○</p> <p>69. × 仕組債の一種とされる。</p> <p>70. ○</p>
---	---

5 セールス業務

Point ここでは外務員に求められる「法令・ルールの遵守」(コンプライアンス)や「倫理観」(倫理コード)、「IOSCOの行為規範原則」(証券監督者国際機構)について学習します。試験では1問程度の出題が予想されます。学習のターゲットとしては「倫理コード」、「IOSCOの行為規範原則」、「外務員に求められる倫理観」に絞ると効果的でしょう。練習問題に対応しながら、すでに学習した様々な「禁止行為」や「不公正行為」なども踏まえて対応してください。

1 倫理コード

〈重要度 A〉

[モデル倫理コード (日本証券業協会)]

我々は、国民経済における資金の運用・調達の場である資本市場の担い手として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、金融庁により公表されている「金融サービス業におけるプリンシプル」の内容に基づいて、協会員の役職員一人ひとりが、職業人として国民から信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持し、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努める。

また、良き市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除し、防止する。

このため、協会員の役職員が業務を遂行する上での基本的な心構えとして、以下に「倫理コード」を定め、その遵守を宣言する。

① 社会規範及び法令等の遵守 ②

投資者の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守するとともに、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない部分を補う社会常識と倫理感覚を保持し、実行する。

② 利益相反の適切な管理 ①

業務に関し生ずる利益相反を適切に管理しなければならない。また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしない。

③ 守秘義務の遵守と情報の管理

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除き、業務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、機密として保護する。

④ 社会秩序の維持と社会的貢献の実践 ①

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献する。反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない。

⑤ 顧客利益を重視した行動 ②

投資に関する顧客の知識、経験、財産、目的などを十分に把握し、これらに照らした上で、常に顧客にとって最善となる利益を考慮して行動する。

⑥ 顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行 ②

仲介者として、常に顧客のニーズや利益を重視し、顧客の立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行する。

会社での権限や立場、利用可能な比較優位情報を利用することにより、特定の顧客を有利に扱うことはしない。また、適切な投資勧誘と顧客の自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努める。

さらに、顧客との間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、顧客の利益に対して常に誠実に行動する。

⑦ 顧客に対する助言行為 ④

顧客に対して投資に関する助言行為を行う場合、**中立的立場から、事実と見解を明確に区別した上で、専門的な能力を活かし助言をする。**

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を基に、顧客に対して助言行為を行うことはしない。

⑧ 資本市場における行為 ⑥

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして**疑義を生じる可能性のある行為**については、**自社の倫理コード**と照らし、その是非について判断する。

関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を適切に管理する。

⑨ 社会的使命の自覚と資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上 ⑥

資本市場に関する**公正性及び健全性**について正しく理解し、**資本市場の健全な発展**を妨げる行為をしない。また、**資本市場の健全性維持**を通して、果たすべき**社会的使命**を自覚して行動する。

適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、協会員に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為をしない。

以 上

2 IOSCO の行為規範原則

〈重要度 A〉

① 誠実・公正 ⑥

業者は、その業務に当たっては、**顧客の最大の利益及び市場の健全性**を図るべく、**誠実かつ公正**に行動しなければならない。

② 注意義務 ⑥

業者は、その業務に当たっては、**顧客の最大の利益及び市場の健全性**を図るべく、**相当の技術、配慮及び注意**を持って行動しなければならない。

③ 能力 ⑥

業者は、その業務の適切な遂行のために**必要な人材**を雇用し、**手続きを整備**しなければならない。

④ 顧客に関する情報 ⑥

業者は、**サービスの提供**に当たっては、**顧客の資産状況、投資経験及び投資目的**を把握するよう努めなければならない。

⑤ 顧客に対する情報開示 ④

業者は、**顧客との取引**に当たっては、当該取引に関する**具体的な情報**を十分に開示しなければならない。

⑥ 利益相反

業者は、利益相反を回避すべく努力しなければならない。利益相反を回避できないおそれがある場合においても、**全ての顧客の公平な取扱い**を確保しなければならない。

⑦ 遵守 ④

業者は、**顧客の最大の利益及び市場の健全性**を図るため、その業務に適用される**全ての規則**を遵守しなければならない。